

舞総債第 5 号  
令和 4 年 5 月 30 日

舞鶴市議会議長  
山 本 治兵衛 様

舞鶴市長 多々見 良 三  
(公 印 省 略)

債権の放棄について  
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名 称	件数	金 額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備 考
1	支払督促申立手続費用	1 件	19,962 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	総務部債権管理課	
2	夏期歳末くらしの資金 貸付金	1 件	100,000 円	生活困窮状態 (条例第 6 条第 1 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	福祉部福祉企画課	
3	夏期歳末くらしの資金 貸付金	1 件	95,000 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	福祉部福祉企画課	
4	夏期歳末くらしの資金 貸付金	131 件	8,765,000 円	消滅時効期間満了 (条例第 6 条第 6 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	福祉部福祉企画課	
5	国民健康保険第三者行 為損害賠償金	1 件	6,258,977 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	福祉部保険医療課	
6	市営住宅使用料	5 件	129,700 円	生活困窮状態 (条例第 6 条第 1 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	建設部都市計画課	
7	市営住宅使用料	2 件	128,600 円	相続人不存在 (条例第 6 条第 2 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	建設部都市計画課	
8	市営住宅使用料	4 件	1,066,400 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	建設部都市計画課	

9	市営住宅駐車場使用料	1 件	54,000 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	建設部都市計画課	
10	市営住宅共益費	3 件	4,500 円	生活困窮状態 (条例第 6 条第 1 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	建設部都市計画課	
11	水洗便所等改造資金貸 付金	1 件	536,920 円	債務者免責 (条例第 6 条第 4 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	上下水道部経営企 画課	
合計		151 件	17,159,059 円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞上経第 41 号  
令和 4 年 5 月 30 日

舞鶴市議会議長  
山 本 治兵衛 様

舞鶴市長 多々見 良 三  
(公 印 省 略)

債権の放棄(水道事業分)について  
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	水道料金	2件	504,178円	生活困窮状態 (条例第6条第1号該当)	令和4年3月31日	上下水道部経営企画課	
2	水道料金	1件	617,675円	相続人不存在 (条例第6条第2号該当)	令和4年3月31日	上下水道部経営企画課	
3	水道料金	3件	192,394円	法人破産 (条例第6条第3号該当)	令和4年3月31日	上下水道部経営企画課	
4	水道料金	8件	770,212円	債務者免責 (条例第6条第4号該当)	令和4年3月31日	上下水道部経営企画課	
5	水道料金	335件	3,272,660円	消滅時効期間満了 (条例第6条第6号該当)	令和4年3月31日	上下水道部経営企画課	
合計		349件	5,357,119円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞市病第 168号  
令和4年5月30日

舞鶴市議会議長

山本 治兵衛 様

舞鶴市長 多々見 良 三  
(公 印 省 略)

債権の放棄(病院事業分)について  
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	病院及び診療所の使用料等	13 件	622,525 円	生活困窮状態 (条例第 6 条第 1 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	市民病院管理部 総務課	
2	病院及び診療所の使用料等	12 件	122,385 円	相続人不存在 (条例第 6 条第 2 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	市民病院管理部 総務課	
3	病院及び診療所の使用料等	98 件	1,229,288 円	消滅時効期間満了 (条例第 6 条第 6 号該当)	令和 4 年 3 月 31 日	市民病院管理部 総務課	
合計		123 件	1,974,198 円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。